

「教育データの利活用に関する留意事項」に対するパブリックコメント

JST・RISTEX「教育データ利活用 EdTech（エドテック）の ELSI 対応方策の確立と RRI 実践」プロジェクト（代表：加納圭）は、2023 年 3 月 10 日、[文部科学省 総合教育政策局教育 DX 推進室の意見募集「教育データの利活用に関する留意事項（第 1 版）（案）に関する意見書募集について」](#)に関して、次の意見を提出しました。

提出意見：

【個人情報保護に偏りすぎという観点からの意見】

1)

「データ」の活用の観点から個人情報保護の課題だけに目を向けるに留まらず、より良い「教育」提供の観点から憲法や教育法にも目を向けると、より良い「教育」「データ」活用になると思いました。たとえば、憲法上の権利としては、プライバシー権だけでなく、教育を受ける権利（憲法 26 条 1 項）や教育の自由（憲法 23 条）にも留意が必要であるように思います。

2)

「個人情報の取扱いが、個人情報保護法に照らして外形上問題がなかったとしても、プライバシーの保護が十分でなかった場合、国家賠償法に基づく国家賠償請求等のリスクが発生するおそれがあります」（28 頁）と書かれていますが、個人情報保護法を守っていてもプライバシー権を侵害して違法となる場合がどのような場合なのか（その前提として、憲法上のプライバシー権はいかなる権利なのか）について、より具体的な説明が必要ではないかと思いました。たとえば、AI 技術を用いた教育データ分析による子どもの「プロファイリング」は、個人情報保護法では正面から規律されていないものの、プライバシー権との関係では重大な問題であり、留意すべき事項が少なからずあるのではないのでしょうか。

【技術の後追いという観点からの意見】

3)

社会と技術の関係に関する議論でよく指摘されることですが、普及が一定水準を超えてしまってから後追いで技術を方向づけようとするのは困難になると考えられます。EdTech に関してはこれからまさに本格的な社会導入のステップであり、現時点ではまだ予見的にアセスメントを行う猶予があります。この予見的なアセスメントについて、踏み込んだ記載をすべきではないのでしょうか。

【ステークホルダーの観点からの意見】

4)

p.4などで教育機関ステイクホルダー（児童生徒・教師・保護者・学校設置者）の外部のステイクホルダーとして研究機関等だけを位置づけるのではなく、民間事業者や府省庁も位置づけたほうがより良い教育データ利活用の具体的なイメージを持てるようになると思います。民間事業者は実際にサービスを提供しているサービスプロバイダーですし、関係府省庁はエビデンスベースの政策立案を行ってきています。民間事業者や府省庁をも明確にステイクホルダーとして位置づけることで、より良いサービスや政策形成のために教育データが適切に活用されていくことが理解されていくと思います。

5)

p4などで、利活用の主体として児童生徒、教師、保護者、学校設置者、研究機関等の順で挙げられています。これらの主体（ステイクホルダー）の利害の重みづけはどのように考えられているのでしょうか。順番通りに児童生徒が最も重視されるべきステイクホルダーであるならそう明記すべきですし、ステイクホルダーの利害は全てフラットに評価するという立場であるならそう明記しておかないと誤解を生じさせる恐れがあります。

【教育データ取得の観点からの意見】

6)

p12、あくまでも一例とされていますが、1人1台端末の操作履歴、学習アプリの回答結果について、「学校内の」と取得場所の制限を明らかとして例示しないと、課外時間に家庭における生活まで監視されているような印象を与えてしまい不安を助長するのではないのでしょうか。

以上